

平成 29 年度就学援助認定基準

(目的)

第 1 条 この基準は、八王子市就学援助費支給要綱第 2 条の規定に基づき、八王子市就学援助費支給要綱第 1 条に定める児童生徒の認定に関し必要な事項を定める。

(要保護)

第 2 条 市内に住所を有し、小学校若しくは中学校に就学している、もしくは、平成 30 年度に就学を予定している児童生徒、又は市外に住所を有し、八王子市立小学校若しくは八王子市立中学校（以下「市立学校」という。）に就学している児童生徒で、当該児童生徒の保護者が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者である者を要保護に認定する。

(準要保護)

第 3 条 市内に住所を有し、小学校若しくは中学校に就学している、もしくは、平成 30 年度に就学を予定している児童生徒、又は市外に住所を有し、市立学校に就学している児童生徒で、次の各号のいずれかに該当する者を準要保護に認定する。ただし、前条の規定により要保護者に認定された者は、この限りでない。

(1) 当該児童生徒が属する世帯の平成 28 年中の所得の合計額が別表 1 に定めるところにより算出した基準額以下の者。

なお、所得とは、市町村民税における合計所得金額とする。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得の損失がある場合は、他の所得と損益通算せずに、その損失を控除する前の金額とする。

また、当該児童生徒の世帯内に次に掲げるいずれかの措置を受けている者がいる場合、その該当者の所得は、上記の世帯所得には含めないこととする。

ア 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止。

イ 地方税法に基づく市町村民税の非課税・減免。

ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免。ただし、障害年金を受給している場合は、申請免除に該当するとみなされる所得金額以下の場合に限る。

エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免。

オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給。

(2) 当該児童生徒の属する世帯の主たる所得者の死亡・失業等の事由により、当該世帯の平成 29 年中の所得の合計額が、別表 1 に定めるところにより算出した基準額以下になる見込であることが客観的に判断できる者。

(3) 当該児童生徒が就学する市立学校の校長から特に援助が必要な者として報告があった児童生徒で、その報告が妥当であると客観的に判断できる者。

(申請)

第 4 条 市立学校に就学している児童生徒の保護者で、第 2 条及び第 3 条に規定する認定を希望する者は、平成 29 年度八王子市就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）を児童生徒が就学する市立学校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。ただし、前条第 3 号の規定により当該校長から特に援助が必要な者として報告された児童生徒の保護者については、申請書が提出されたものとみなす。

2 市内に住所を有し、市立学校以外の小学校又は中学校に就学している児童生徒の保護者で、第 2 条及び第 3 条に規定する認定を希望する者は、申請書を教育委員会に提出するものとする。

3 市内に住所を有している平成 30 年度に就学を予定している児童の保護者で、第 3 条に規定する認定を希望する者は、申請書を教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第 5 条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、第 2 条及び第 3 条に規定する要保護及び準要保護の要件の有無を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、審査の結果を申請者に通知するものとする。

(認定の期日)

第 6 条 前条第 1 項に規定する認定の期日は、別表 2 に定めるところによるものとする。ただし、平成 30 年度に就学を予定している児童生徒については別表 3 に定めるところによるものとする。

(再審査)

第 7 条 第 5 条第 1 項の規定により否認定となった者は、再審査を申し出ることができるものとする。

2 前項に規定する再審査は、第 5 条第 2 項に規定する通知を受理した日から 30 日以内に申し出るものとする。

3 教育委員会は、前項に規定する再審査の申出があったときは、認定の可否について再度審査し、結果を申請者に通知するものとする。

(再申請)

第 8 条 第 5 条第 1 項の規定により要保護又は準要保護として認定された場合において、次の各号のいずれかに該当したときは、当該申請者は再度第 4 条に規定する申請書を提出しなければならない。

- (1) 児童生徒が市立学校に転入学（市立学校間の転学を含む。）したとき
- (2) 児童生徒が市外から市立学校に就学することになったとき
- (3) 婚姻等により世帯の構成に変更があったとき
- (4) 賃貸住宅から転居したとき

2 第 5 条第 1 項の規定により否認定となった場合であっても、新たに第 2 条又は第 3 条に規定する認定基準に該当することとなったときは、当該申請者は再度第 4 条に規定する申請書を提出することができるものとする。

(認定の取消)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日をもって認定を取り消すものとする。

- (1) 児童生徒が市立学校間で転学したとき・・・・・・・・・・転入学した市立学校の就学期日
- (2) 児童生徒が転学（前号に規定する転学を除く。）又は退学したとき
・・・・・・・・・・転学又は退学した小学校又は中学校の最終登校日の翌日
- (3) 第 2 条及び第 3 条に規定する要保護及び準要保護の要件を欠くことになったとき
・・・・・・・・・・当該要件を欠くことになった日
- (4) 不正の手段により認定されたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・認定の期日

別表1 準要保護基準額算出表（第3条関係）

1 基準額計算方法概要

- ① 世帯員の年齢と、世帯人員に対応する基準額Aを合計する。
- ② 世帯人員・家賃区分に対応する基準額Bを①に加える。
- ③ 基準額Bの家賃区分が「月額64,000円未満」「月額69,800円未満」「月額75,000円未満」「月額83,800円未満」の場合は、家賃の12か月分(年額)を②に加え、10円未満を切り上げる。

2 基準額A

単位:円

| 年齢 | 生 年 月 日 | 学年 | 世帯人員 2人 | 世帯人員 3人 | 世帯人員 4人 | 世帯人員 5人 | 世帯人員 6人 | 世帯人員 7人 | 世帯人員 8人 | 世帯人員 9人以上 |
|-------|-----------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 0～2 | 平成26年4月2日 ～ | | 354,000 | 334,050 | 307,050 | 285,600 | 280,350 | 274,650 | 269,850 | 265,800 |
| 3～5 | 平成23年4月2日 ～ 平成26年4月1日 | | 397,950 | 375,450 | 347,700 | 329,400 | 329,400 | 329,400 | 329,400 | 329,400 |
| 6～7 | 平成21年4月2日 ～ 平成23年4月1日 | 小1～2年 | 587,800 | 587,800 | 564,100 | 540,400 | 540,400 | 540,400 | 540,400 | 540,400 |
| 8～9 | 平成19年4月2日 ～ 平成21年4月1日 | 小3～4年 | 592,200 | 592,200 | 568,500 | 544,800 | 544,800 | 544,800 | 544,800 | 544,800 |
| 10～11 | 平成17年4月2日 ～ 平成19年4月1日 | 小5～6年 | 594,400 | 594,400 | 570,700 | 547,000 | 547,000 | 547,000 | 547,000 | 547,000 |
| 12～14 | 平成14年4月2日 ～ 平成17年4月1日 | 中学生 | 765,150 | 765,150 | 736,050 | 706,800 | 706,800 | 706,800 | 706,800 | 706,800 |
| 15～19 | 平成9年4月2日 ～ 平成14年4月1日 | | 584,550 | 584,550 | 555,450 | 526,200 | 526,200 | 526,200 | 526,200 | 526,200 |
| 20～40 | 昭和51年4月2日 ～ 平成9年4月1日 | | 559,500 | 559,500 | 531,600 | 503,550 | 503,550 | 503,550 | 503,550 | 503,550 |
| 41～59 | 昭和32年4月2日 ～ 昭和51年4月1日 | | 530,550 | 530,550 | 504,000 | 477,450 | 477,450 | 477,450 | 477,450 | 477,450 |
| 60～69 | 昭和22年4月2日 ～ 昭和32年4月1日 | | 517,650 | 501,600 | 476,550 | 451,500 | 451,500 | 451,500 | 451,500 | 451,500 |
| 70～ | ～ 昭和22年4月1日 | | 449,400 | 449,400 | 426,900 | 404,400 | 404,400 | 404,400 | 404,400 | 404,400 |

3 基準額B

| | | | | |
|--------------|------------------|---|-------------|------------|
| 家賃区分 世帯人員 | 持ち家 又は 家賃0 | 月額64,000円未満 ※以下の金額に家賃月額 の12倍を加算し、 10円未満を切り上げる。 | 月額64,000円以上 | |
| | 2人 | 803,890 | 803,890 | 1,571,890 |
| 家賃区分 世帯人員 | 持ち家 又は 家賃0 | 月額69,800円未満 ※以下の金額に家賃月額 の12倍を加算し、 10円未満を切り上げる。 | 月額69,800円以上 | |
| | 3人 | 942,730 | 942,730 | 1,780,330 |
| | 4人 | 985,190 | 985,190 | 1,822,790 |
| | 5人 | 1,048,440 | 1,048,440 | 1,886,040 |
| 家賃区分 世帯人員 | 持ち家 又は 家賃0 | 月額75,000円未満 ※以下の金額に家賃月額 の12倍を加算し、 10円未満を切り上げる。 | 月額75,000円以上 | |
| | 6人 | 1,109,990 | 1,109,990 | 2,009,990 |
| 家賃区分 世帯人員 | 持ち家 又は 家賃0 | 月額83,800円未満 ※以下の金額に家賃月額 の12倍を加算し、 10円未満を切り上げる。 | 月額83,800円以上 | |
| | 7人 | 1,156,630 | 1,156,630 | 2,162,230 |
| | 8人 | 1,202,970 | 1,202,970 | 2,208,570 |
| | 9人 | 1,249,000 | 1,249,000 | 2,254,600 |
| | 10人以上 | 1人毎+46,050 | 1人毎+46,050 | 1人毎+46,050 |

別表2 認定の期日（第6条関係）

| 申請書の提出日 | 児童生徒の就学期日 | 区 分 | 認 定 の 期 日 |
|-------------|-------------|---|---------------|
| 平成29年5月1日以前 | 平成29年4月1日以前 | 4月1日以降に保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となった（生活保護法に基づく保護が開始された）者 | 当該保護が開始された日 |
| | | 4月1日以降に保護者が第3条第1号に規定する措置を受けた者 | 当該措置を受けた日 |
| | | 4月1日以降に第3条第2号に規定する事由が生じた者 | 当該事由の生じた日 |
| | | 上記以外の者 | 平成29年4月1日 |
| | 平成29年4月2日以降 | 就学期日以降に保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となった（生活保護法に基づく保護が開始された）者 | 当該保護が開始された日 |
| | | 就学期日以降に保護者が第3条第1号に規定する措置を受けた者 | 当該措置を受けた日 |
| | | 就学期日以降に第3条第2号に規定する事由が生じた者 | 当該事由の生じた日 |
| | | 上記以外の者 | 就学期日 |
| 平成29年5月2日以降 | 平成29年4月1日以前 | 4月1日以降に保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となった（生活保護法に基づく保護が開始された）者 | 当該保護が開始された日 |
| | | 4月1日以降に保護者が第3条第1号に規定する措置を受け、当該措置決定の通知を受理した日から30日以内に申請書が提出された者 | 当該措置を受けた日 |
| | | 4月1日以降に第3条第2号に規定する事由が生じ、当該事由が生じた日から30日以内に申請書が提出された者 | 当該事由の生じた日 |
| | | 上記以外の者 | 申請書が提出された月の初日 |
| | 平成29年4月2日以降 | 就学期日以降に保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となった（生活保護法に基づく保護が開始された）者 | 当該保護が開始された日 |
| | | 就学期日以降に保護者が第3条第1号に規定する措置を受け、当該措置決定の通知を受理した日から30日以内に申請書が提出された者 | 当該措置を受けた日 |
| | | 就学期日以降に第3条第2号に規定する事由が生じ、当該事由が生じた日から30日以内に申請書が提出された者 | 当該事由の生じた日 |
| | | 就学期日から30日以内に申請書の提出があった者 | 就学期日 |
| | | 上記以外の者 | 申請書が提出された月の初日 |

別表3 入学予定者の認定の期日（第6条関係）

| 入学予定者の区分 | 認定期日 |
|----------|--|
| 小学校入学予定者 | 平成30年2月1日 ※但し、教育委員会の定める期限までに申請書の提出があった者に限る。 |
| 中学校入学予定者 | 別表2に準ずる |